三九七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　258　二

三九八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　258　三

三九九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　258　三

四〇〇　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　258　四

四〇一―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　258　四

四〇四　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二一　三

四〇五―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件、及び公職選挙法第九十三条の規定により国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二五　273　一六

四〇九　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの輸入数量を告示　二八　五

四一〇　平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示　二八　六

四一一　平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示　二八　六

四一二　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　二八　275　三六

四一三　歳入徴収官事務規程第五十条第二項に規定する歳入徴収官及び歳入徴収官代理を指定する件の一部を改正する件　二八　275　三六

四一四　歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する歳入金を指定する件の一部を改正する件　二八　275　三六

二六　**○財務省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　五

二七　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五

二八　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五

一五　**○財務省、農林水産省、経済産業省**　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、指定金融機関の営業所若しくは事務所の所在地の変更を公示する件　一八　267　一一

二六　**○国税庁**　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二八　六

一七九―一八〇　**○文部科学省**　登録有形文化財の登録を抹消した件　二　三

一八一　在外教育施設の認定変更を承認した件　二　四

一八二　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件　二　253　九

一八三　文化財を重要文化財に指定する件　八　257　二

一八四　重要文化財に文化財を追加して指定する件　八　257　四

一八五　重要文化財を国宝に指定する件　八　257　五

一八六　登録有形文化財の登録を抹消した件　八　257　六

一八七　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件　八　257　六

一八八　重要伝統的建造物群保存地区に区域を追加し、選定する件　八　257　六

一八九　在外教育施設の認定変更を承認した件　九　五

一九〇　学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示　一七　四

一　**○文部科学省、環境省**　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件　一八　268　二二

二六　**○文化庁**　広く権利者情報を掲載しているなど認められる刊行物その他の資料等を定める件　二八　275　三六

四八六　**○厚生労働省**　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法　四　255　二二

四八七　健康保険組合の設立を認可した件　九　五

四八八　健康保険組合の解散を認可した件　九　五

四八九　健康保険組合の合併を認可した件　九　六

四九〇　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　九　六

四九一　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一一　三

四九二　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　一一　四

四九三　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一一　四

四九四　粉じん障害防止規則等の規定により登録較正機関等を登録した件　一一　四

四九五　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件　一四　三

四九六　食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件　一五　263　九

二一　二二　三